

平成30年11月8日

各コミュニティセンター
土気あすみが丘プラザ
ご利用の皆様へ

都賀コミュニティセンター

平成31年度サークル団体登録に関する周知・変更のお知らせ

日頃よりコミュニティセンター及び土気あすみが丘プラザ（以下「施設」という。）をご利用いただき誠にありがとうございます。

施設をご利用になる場合、サークル団体登録が必要となりますが、ID登録団体の増加に伴い、特定の諸室、スポーツ施設での抽選予約の倍率が上がり、「使用できない」とのお声を皆様からお聞きする機会が増えてまいりました。

つきましては、これらの意見を受けまして、サークル団体登録要件を明確にし、その周知とともに、平成31年度使用受付分から登録方法の変更を予定しております。なにとぞ皆様のご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

1 サークル団体登録要件の周知・登録方法の変更

- (1) 使用登録届に加え、サークル団体（メンバー全員）名簿の提出をお願いします。
- (2) 既にIDをお持ちのサークル団体が、同じ構成メンバーで複数のIDを持つことはできません。サークル団体名、代表者、予約担当者名が異なっても構成メンバーが実質的に同じであれば同一団体とみなし、登録できません。
- (3) 「市内サークル団体」とは、代表者を含めた構成メンバーのうち、市内在住・在勤・在学の方の人数が総人数の半数以上を占めるサークル団体をいいます。

2 営利を目的に使用する団体

次のとおり「営利目的」と判断できる場合は登録ができませんのでご注意ください。

企業、団体、個人事業主（名目のいかんを問わず、以下「企業等」という。）が施設を利用して不特定多数の方への勧誘・募集を伴う活動で、市民のコミュニティ活動の促進が主目的と思われないものについては、企業等が行う本来の営利を目的とする行為の一環と判断し、原則として、施設の使用を認めません。ただし、企業等が行う会議については、直接勧誘・募集を伴う行為とは認められないため、引き続き施設の使用を認めます。

問い合わせ

都賀コミュニティセンター

電話043（233）4211

FAX043（233）8204